

令和元年8月から9月の前線に伴う大雨
(台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。)、
台風第19号等に係る支援対策のポイント

令和元年11月
農林水産省

農地・農業用施設に堆積した土砂等の撤去

農地・農業用施設に堆積した土砂等の撤去については、災害復旧事業により対応可能です。

【農地（畑）】



河川の決壊等により、農地に堆積した土砂等を撤去することで、作付け可能な状態に復旧。

【水路】



河川の決壊等により、水路に堆積した土砂等を撤去することで、通水可能な状態に復旧。

【事業主体】

都道府県、市町村、土地改良区等

【国庫補助率】

- ・ 農 地 : 基準補助率 50%、激甚災害による補助率嵩上げ 96%（過去5か年の実績平均）
- ・ 農業用施設 : 基準補助率 65%、激甚災害による補助率嵩上げ 98%（過去5か年の実績平均）

災害査定の効率化について

- 平成29年 1 月より「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」を新たにルール化

1 対象となる災害及び都道府県

(1) 対象となる災害

- ・ 区分 S : 激甚災害（本激）に指定されかつ緊急災害対策本部が設置されたもの
- ・ 区分 A : 激甚災害（本激）に指定された災害

(2) 対象となる都道府県

- ・ 農林水産省に対する当該災害の被害報告における被災箇所数が、過去 5 箇年の平均被災箇所数（本激除く）を超えた都道府県

2 効率化の内容

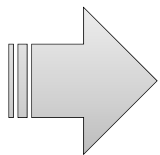
- ・ 机上査定上限額の引上げ：200万円（林道は300万円）未満 → 査定見込み件数の概ね 7 割※（農地・農業用施設は 9 割）までの額
- ・ 採択保留額の引上げ：2 億円以上 → 2 億円を超え採択保留された件数の概ね 6 割※までの額
- ・ 査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

※区分 S にあつては、概ね 9 割までの額

3 効率化により期待される効果

- ・ 机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮
- ・ 採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加
- ・ 査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮

以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援



現在までに、

- ・ 平成29年：梅雨前線豪雨等（九州北部豪雨を含む）、台風第18号、台風第21号
- ・ 平成30年：梅雨前線豪雨等（平成30年 7 月豪雨）、北海道胆振東部地震、台風第24号の 6 つの災害で適用。

効率化による効果の一例

（平成29年農地・農業用施設）
机上査定上限額の引上げにより、机上査定可能件数が
56%→89%へ増加

事前着工による早期営農再開に向けて

公共

農地農業用水路等が被災した場合、災害査定を待たずに、復旧工事に着手できる査定前着工制度を活用し、早期復旧が可能。実施にあたっては以下の①、②を留意するとともに市町村と相談いただきたい。

- ① 施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ② 査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等を整理

ハウス・機械等

農業用ハウス・農業機械(中古を含む)の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと(共同利用施設の場合は施設ごと)に以下の①、②の資料を保存いただきたい。

- ① 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- ② 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

自力施工

地方公共団体等が実施する災害復旧事業等によらず、農業者自らが地域共同により、農地や水路等の復旧活動を行う場合は、多面的機能支払交付金等による支援を受けることも可能です。

災害時における農林水産省の被災地の早期復旧への取組

- 近年、地震や台風等の自然災害が多発し、被災地方公共団体の深刻な人員不足等も相まって、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧に支障。
- このため、①国の職員派遣、②地方公共団体間の職員派遣促進、③民間コンサルタント確保に向けた対応により、被災地の早期復旧を人的な面から支援。

① 農林水産省の職員派遣

災害発生時に、農林水産省から職員（MAFF-SAT）を派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援。

MAFF-SAT

(農林水産省・サポート・アドバイザーチーム)

派遣

被災地方公共団体等

被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧、その他災害応急対策に対する支援

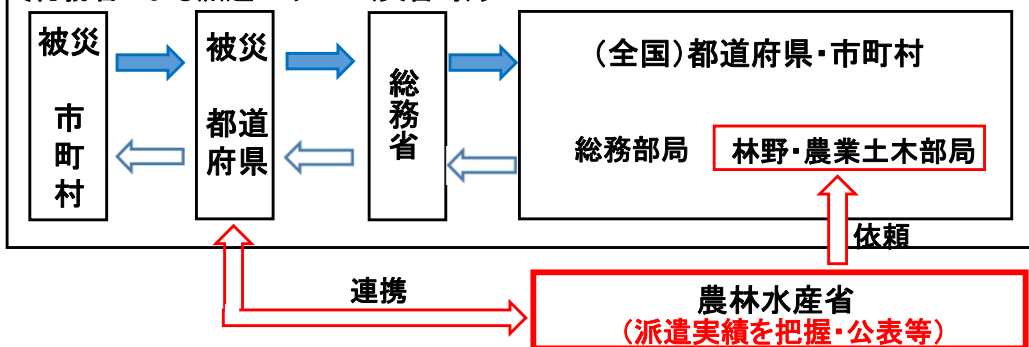
② 地方公共団体間の職員派遣の促進

- 通常行う総務省による職員派遣調整に加え、農林水産省が地方公共団体と直接調整。
- 地方公共団体職員研修の実施、充実。

【地方公共団体のメリット】

- ・職員派遣により、自らの災害対応力がレベルアップ。
- ・被災時に、協力が得られやすい。

〔総務省による派遣スキーム(災害時)〕



財政措置：派遣先地方公共団体が負担（地方自治法）
⇒実績額（給料、手当、旅費等）の8割を特別交付税で措置

③ 大規模災害時の民間コンサルタント確保に向けた対応

- 大規模災害時に、農林水産省が被災地方公共団体からの要請を受け、文書等により全国のコンサルタントに広域的な協力を要請。
- 激甚災害の指定により、査定準備等の外注費が国の補助対象となることから、広域的な契約により発生する旅費や歩掛等の追加経費について、実績に基づき適切に計上するよう地方公共団体等に周知・指導。

